

松阪警察署協議会議事録

令和7年度第1回松阪警察署協議会		
日 時 場 所	令和7年7月9日（水）午後3時～午後5時 松阪警察署4階会議室	
出 席 者	1 三重県公安委員会委員 志田幸雄委員長 2 警察署協議会委員 12名 大橋範秀委員、北村浩文委員、齋藤あゆみ委員、 谷口宗治委員、中村英之委員、橋本弘司委員、 服部亜依委員、松田孝美委員、砂子昌利委員、 村田昭礼委員、村林由美子委員、 ヨシカワ ローウェーナ ライムンド委員 3 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長、 留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、 刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長	
傍聴者数	なし	
公開・非公開の別	公開	
議 事 概 要		
1 公安委員会委員長挨拶 2 警察署長挨拶 3 警察署幹部及び警察署協議会委員自己紹介 4 会長、副会長の選出 警察署協議会委員の互選により、会長に北村委員を選出した。会長が 橋本委員を副会長に指名した。 5 管内の治安情勢説明（警察署長） (1) 拾得・遺失届の受理状況 (2) 警察安全相談の受理状況 (3) 人身安全関連事案の発生状況 (4) 少年非行の状況 (5) 110番通報の状況 (6) 山岳遭難の発生状況 (7) 刑法犯認知・検挙の状況 (8) 特殊詐欺の発生状況 (9) SNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況 (10) 交通事故の発生状況 (11) 災害の発生状況 6 交通指導取締りの指針説明（交通第二課長） 7 協議内容 (1) 児童虐待事案の認知方法について ＜委員＞ 児童虐待事案が増加しているとの説明を受けたが、どのよ うにして認知するのか伺いたい。 【署長】 子供自身が通報することは難しい。学校や幼稚園からの通 報、児童相談所からの情報共有のほか、DV事案で子供の面 前でけんかをしていた場合も児童虐待となる。中には医師が		

	らの通報もある。関係機関からの通報による認知が一番多い。 ＜委員＞ もし、自分が児童虐待事案に気付いた際、どうしたらよいのかと思っていたが、今後は勇気を持って通報したい。 【署長】 警察が児童虐待を認知すれば、子供の安全確認をすることができるので、児童虐待に気付いた際は、是非通報していただきたい。 (2) 特殊詐欺（架空料金請求詐欺）の増加について ＜委員＞ 特殊詐欺の中で架空料金請求詐欺が増加しているとのことだが、傾向が変わってきているのか。 【署長】 手口が巧妙になってきている。従前からのオレオレ詐欺の発生もあるが、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等は、顔を見たことがない人物にお金を振り込んでしまっている。警察からは、新たな手口を広報しているが、どこまで浸透しているか分からない。広報の方法について工夫したい。 (3) 交通関係の質問等について ＜委員＞ 済生会病院前国道166号に白色のゼブラゾーンがある。ゼブラゾーンに進入し走行する車両を見かけるが、進入してもよいのか伺いたい。 【副署長】 交差点で交通整理するために道路管理者が設置する白線のゼブラゾーンの表示は、通行が禁止されているものではない。黄色の線で区切られている場合は、通行が区分され進路変更が禁止されている。違反かどうかという点では、白色のゼブラゾーンは違反にならない。 ＜委員＞ 感知式信号の感知しにくい交差点について伺いたい。中部台公園付近や多気町のシャープ北側交差点は、車両を感知せず、なかなか信号が変わらないことがあるが、どうすればよいのか伺いたい。 【副署長】 停止線の位置は、道路管理者と警察で協議して決定する。信号によっては感度の悪い箇所もあるので、御指摘いただいた箇所を警察で確認する。状況により、停止線の位置を変更することを検討する。 (4) 4方向一時停止の交差点の通行について ＜委員＞ 東松阪駅付近の米穀店前の交差点は、全方向に一時停止の標識があるが、どの方向の車両の通行が優先されるのか伺いたい。 【副署長】 道路の幅員が同じであれば、左方優先となるが、通行する際は慎重な運転をお願いしたい。 (5) 警察広報の方法について ＜委員＞ 駐在所の警察官には、地区自治協議会の防犯関係の講師としてチラシ等を持ってきていただき、感謝する。広報する際は、チラシに合わせて、ティッシュ等の啓発物品と一緒に配布すると、受け取ってもらいやすい。 【署長】 今後の参考とする。 8 公安委員会委員講評 9 警察署長謝辞
備 考	報道機関 2 社 2 名